

## J R連合 N EWS

JRに集う すべての仲間の JR連合への 総結集を!!

2020 年度

No. 53

2020年11月30日

日本鉄道労働組合連合会

## JR九州労組

## 年末手当 1.2 カ月で妥結

嘱託再雇用社員、地域社員は一時金の支給で社員と同月数の水準確保

## 臨時貸付制度の設定についても確認

JR九州労組は、11月27日の団体交渉で会社から「2020年度の年末手当の基準額について、社員は基準内賃金に1.20ヵ月を乗じた額、嘱託再雇用社員は基礎額に0.90ヵ月(勤続年数3年以上の者)、0.60ヵ月(勤続年数3年未満の者)を乗じた額、地域社員はE3級、E2級、E1級、ES級及びESS級の者については1.20ヵ月、上記以外の者は0.90ヵ月(勤続年数3年以上の者)、0.60ヵ月(勤続年数3年未満の者)を乗じた額とし、12月11日以降準備でき次第支払う」との回答を受けた。併せて、嘱託再雇用社員と地域社員(上記以外の者)に対する一時金の支給と臨時貸付制度の設定について提案を受けた。

JR九州労組は、会社回答はコロナ禍においても指定公共機関として感染リスクを抱えながらも業務に従事し、且つ、「令和2年7月豪雨」等で被災した線区の復旧に尽力してきた組合員の努力に応えきれていないとして遺憾の意を表明し、納得できない旨を主張。しかしながら、組合員の生活設計を考慮すると、支払日がこれ以上延びることは得策ではないと判断し、席上妥結した。また、業績が回復した際には見える形で組合員に還元することを求めた組合の主張に対して、会社は「業績が回復すれば可能な限り社員に還元していきたい」との考えを示した。